

マネージメント・レター 234

業績悪化により役員給与の額を減額する場合の取り扱いの緩和について


平成 20 年 12 月 17 日付の国税庁 Q&A の中で、従来より実務上使用にくかった業績悪化等に伴う役員給与の減額要件について、緩和された旨のコメントがされていますので一部を紹介いたします。

- Q 会社の業績が予想以上に悪化した為、年度の途中に株主との関係上役員としての経営上の責任から、役員が自ら定期給与の額を減額することを、取締役会で決議した場合の税務上の扱いは？
- A 国税庁のコメントは、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者取引先）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じた為行ったものであり、業績悪化改定事由に該当するものと考えられます。

このコメントの根拠は、法人税法基本通達 9-2-13 に記載されています。
具体的には以下の場合が該当するとされています。

株主との関係上、業績悪化等の為役員としての経営上の責任から役員給与の減額をせざるを得ない場合
取引銀行との間で行われる借入金のリスケジュール上やむを得ない場合等
業績悪化や資金繰り悪化の為、取引先上の利害関係者に対し信用を維持確保する必要性から改善の計画策定がなされ、これに役員給与の減額が盛り込まれた場合等

尚、業績悪化・資金繰り悪化が生じても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合には、当該業績悪化改定事由に該当しないことは、言うまでもありません。

 今月のひとくちメモ 

今年 5 月から始まる裁判員制度候補者が、裁判所からの呼び出し、出頭した場合に支給される旅費、日当及び宿泊料は、その合計額を雑所得として計上し、実際に負担した旅費等は雑所得の必要経費に算入することになります。